

# 船橋市新基本計画策定方針

## 1. 計画策定の背景

本市では、平成12年3月に、平成32年度までの長期ビジョンとなる基本構想と、基本構想の実現に向けた市政全般の施策を体系的に示す基本計画からなる「船橋市総合計画」を策定し、この計画にもとづいて市政運営を図ってきた。このうち、現行の基本計画は平成23年度をもって計画期間が終了する。

一方、現行の基本計画の策定後、今日までの約9年間に市政を取り巻く環境は、大きく変化している。現行の基本計画策定時の見通しを大きく上回る本市人口の増加、少子高齢化の進展と人口減少社会への転換、一昨年の世界同時不況に端を発した長期的な国内経済の停滞とそれによる地方財政への影響、地方分権や地方制度改革の進展、国政での政権交代など、様々な課題がある。

また、地方分権の推進により、基本構想の策定の義務付けはなくなる見込みであるが、時代の変化に的確に対応し、市民や市内の企業・団体等の役割分担と連携のもとに効果的なまちづくりを進め、将来の船橋市の持続的な発展を確かなものとするためには、中長期の計画的行政運営が必要であることから、新しい基本計画を策定するものとする。

## 2. 計画策定に向けた基本的な考え方

### (1) 基本的な考え方

- ①機動的な見直しを重視した計画サイクルを構築する観点から、基本的な方向性と核となる取り組みを明らかにする。
- ②船橋市の強みと弱みを把握し、必要な行政サービスを必要な箇所に集中投資できる的確な戦略を明示する。
- ③施策の選択と集中を図り、優先的、重点的に取り組むものを明確にする。特に、当該施策を実施することで、他施策の推進を早めたり、その効果を高めたりする先導性や波及効果、相乗効果を有する事業を選定し、これを核とした施策をリーディングプランとして構築する。
- ④市民と企業等団体、行政の役割分担と連携のあり方を示す。
- ⑤基本的な方向性（施策の方向）と核となる取り組み（主要事業）について指標を設定し、成果の検証が可能な計画とする。

### (2) 策定に当たっての留意点

- ①策定に当たっては、市民協働のまちづくりを推進する観点から、多くの市民に意見を求め、計画に活かすものとする。
- ②全庁的な体制により新基本計画を分担して策定することにより、部局の専門的なノウハウを活かし、過程を通じて職員の政策形成能力の育成を図る。
- ③地方分権社会における本市の自主性・自立性を活かした独自性のある計画を策定することにより、将来にわたって「選択される都市」として、活力を維持し続けるための戦略を示す。

### 3. 計画の構成と位置づけ

#### (1) 計画の構成

計画の構成は基本構想－基本計画－実施計画の3階層構成とし、基本計画では基本的な方向性や核となる取り組みを記載するにとどめ、具体的な事業内容は実施計画の中で整理することとする。

#### (2) 計画期間

計画期間については、基本構想の目標年度である平成32年度までの9年間とするが、今後の社会経済情勢の変化に合わせて、必要に応じた計画の見直しを行うものとする。

### 4. 計画の策定体制

#### (1) 総合計画審議会

本市では、「船橋市総合計画審議会条例」を定め、「市の総合計画に関し、必要な事項を調査、審議するため、船橋市総合計画審議会を置く」と規定している。

総合計画審議会は、市による新しい基本計画の検討過程や案に対し、専門的、客観的な立場や市民の目線から調査、審議し、より良い計画となるよう提言を行う。

#### (2) 総合計画策定委員会

市の庁内において、新しい基本計画を検討、策定する組織として総合計画策定委員会を設置する。委員会には部会、幹事会、分科会を設置し、分野ごとの専門的な検討を行う。

#### (3) 機動的、分野横断的な検討体制

市の庁内において、プロジェクトチームによるリーディングプランの検討体制の設置など、全市的な視点にたった分野横断的な施策のあり方について検討を行う。

### 5. 計画書の構成・レイアウト

#### (1) 計画書全体の構成

計画書全体は、現行の基本計画の構成を概ね踏襲し、次の項目から構成するものとする。

項目	内容
計画の概要	計画の策定の背景、計画の位置づけや計画期間
計画の策定にあたって	社会経済動向などの現状と課題や人口推計結果を含む計画の基本的条件について記載する
基本構想	平成12年3月に議決された平成32年度までの基本構想（変更なし）
リーディングプラン	優先・重点型のリーディングプランの内容
分野別計画	(2)に占める分野別計画の内容を記載する

なお、経済情勢の変化が激しいため9年間の財政フレームを作成することは困難だが、施策、事業の取捨選択の基礎とするため、近年のトレンドに基づく財政状況の見込みを作成するものとする。

## (2) 分野別計画の内容

分野別計画には以下の内容を含むものとする。また、これらの内容を見開き2ページにてレイアウトし、見やすさに配慮したレイアウトとする。

項目	内容
現状と課題	当該基本施策の現状と課題についてデータを活用しながら記載する
基本方針	当該基本施策の目指すべき方向性について記載する
施策の方向	当該分野・施策に位置づけられる各施策の取り組みの方向性について、小項目ごとに分割して記載する
指標	当該分野・施策の目標に合致したアウトカム指標と目標値/現状値を記載する
主要事業	当該分野・施策に関する主要事業を記載する

## 6. 指標の設定方針

### (1) 指標の設定対象と指標の設定レベル

評価結果の責任所在を明確にする観点から、施策の効果を把握し評価する上で適切な事業や施策の単位で評価指標を設定する。評価指標は原則として成果指標(アウトカム指標)とする。また、リーディングプランについては、当該プランに含まれる主要な施策・事業の評価指標等を指標として位置づけることも検討する。

### (2) 指標の取得

成果指標については市民満足度指標と客観指標の2種類が存在するが、それぞれにメリット・デメリットが存在するとともに、取得コストも異なる。こうした点を勘案しつつ、指標の内容と取得方法を検討する。

## 7. 総合計画進行管理の方法

新しい基本計画を着実に推進するため、施策に位置づけられた事業の執行状況や客観的な指標による分析を中心として、常に計画の進捗状況と成果を把握し、必要に応じた施策の推進方法等の改善を行う。

また、こうした管理を通じて把握した計画の進捗や成果の状況、推進方法等の改善の考え方などについて市民に分かりやすく伝える方法を検討する。

## 8. 基本計画策定への市民参加

新しい基本計画は、「2. 計画策定に向けた基本的な考え方」に示した通り、市民と企業等団体と行政との連携のもとに船橋市の未来を切り拓いていくことを基本としている。このため、計画の策定にあたっても、市民の参加機会を積極的に設け、市民の意見を反映した計画づくりを進めることとする。

平成21年度には、新しい基本計画に市民意見を取り入れるための取り組みとして、「市民アンケート調査」、「市民会議」、「まちづくり提案募集」など、多様な機会を設置し市民の意見を幅広く集めている。こうした市民の意見を計画策定に向けた今後の検討に有効に活用するとともに、今後の検討にあたっても、多様な市民参加機会を設け、計画づくりやその後の計画の進行管理に市民のニーズやアイディアを積極的

に活用する。

## 9. 新基本計画策定スケジュール

基本計画は平成22～23年度の2年度で策定する。平成22年度は総合計画策定委員会で素案を作成し、総合計画審議会からの答申を受ける。平成23年度は答申を踏まえた原案を作成し、それに対する意見募集などを行い、計画案をとりまとめる。その後「船橋市市政に係る重要な計画の議決等に関する条例」に基づき議決を経て新基本計画を決定する。

新基本計画策定スケジュール（想定）

		総合計画策定委員会	総合計画審議会	市民参加	議会
平成22年度	4月	趣旨説明 スケジュール確認 現状調査説明  施策体系検討 リーディングプランの検討 分野別計画検討  計画素案調整			
	5月				
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				
	10月	随時 審議会結果を受けた修正	委嘱 素案の諮問	素案に対する 意見募集	
	11月		スケジュール確認 現状調査説明		
	12月		計画素案審議 ・リーディングプラン ・分野別計画		
	1月		答申案調整		
	2月		答申		
平成23年度	4月				
	5月	答申を受けた修正（原案作成）		原案について 市民説明会の開催	
	6月	パブリックコメントに基づく修正（案作成）		原案に対する パブリックコメントの実施	
	7月				
	8月				
	9月				議案審議